

四十 第57条の9《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(実質的に債権とみられないものの簡便計算)</p> <p>57の9 - 2 措置法令第33条の8第3項の規定は、平成10年4月1日から平成12年3月31日までの期間内に開始した各事業年度において貸倒引当金を設けていたかどうかに関係なく適用があることに留意する。</p>	<p>(実質的に債権とみられないものの簡便計算)</p> <p>57の9 - 2 措置法令第33条の8第3項の規定は、平成10年4月1日から平成12年3月31日まで(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第108号)附則第14条の規定により読み替えて適用される場合には昭和55年4月1日から昭和57年3月31日まで)の期間内に開始した各事業年度において貸倒引当金を設けていたかどうかに関係なく適用があることに留意する。</p>